

堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会の市民委員を公募します

堺市長の倫理に関する条例（平成 18 年条例第 45 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会（以下、「倫理調査会」という。）の市民委員の公募を以下のとおり実施します。なお、倫理調査会は市民委員 7 人、議会委員 6 人の計 13 人で構成されています。

倫理調査会では、市議会議員及び市長が作成した資産等報告書等についての審査を行い、その結果を意見書としてまとめ、市長に提出するなどしています。

- 1 募集人員 委員 7 人 委員補充員 7 人
※委員補充員とは、市民委員が欠員になった際、後任となる委員のこと
- 2 委員の職務 堺市議会議員及び市長の資産等報告書の審査など
- 3 委員報酬 会議出席 1 日につき 10,200 円
- 4 任期 2 年（令和 5 年 6 月～令和 7 年 5 月）
- 5 応募資格 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 18 条に規定する選挙権を有する市民
ただし、現に本市の市議会議員若しくは市長の職にある者又は本市職員である者を除く。
- 6 応募方法 応募用紙に必要事項を記入の上、総務局行政部総務課へ電子メール、郵送、FAX 又は持参により提出してください。
なお、電子メールか FAX で提出する場合は、件名を「倫理調査会委員応募書の送付」として送付してください。
応募用紙は、令和 5 年 4 月 21 日（金）から堺市ホームページ<<https://www.city.sakai.lg.jp/>> 又は、堺市役所本庁舎高層館 3 階の市政情報センター、各区役所（堺区役所を除く。）の市政情報コーナーで入手できます。
（提出先）
〒590-0078
堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市役所 本館 5 階
総務局 行政部 総務課 FAX：072-222-0536
電子メール：soso@city.sakai.lg.jp

- 7 応募期間 令和5年5月1日(月)～令和5年5月15日(月) (消印有効)
直接の場合、午前9時～午後5時30分の受付(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 8 選任方法 応募者の中から抽選で委員7人及び委員補充員7人を選任します(委員及び補充員の男女構成は、特別の事由がある場合を除き、応募数の多い方の性から4人、少ない方の性から3人とします。)。なお、結果は、委員又は委員補充員に選出された者に対してのみ通知します。

※(参考)堺市長の倫理に関する条例

第8条

- 2 倫理調査会の委員は、13人とし、うち6人を議員のうちから、7人を地方自治法第18条に定める選挙権を有する市民で公募に応じたものうちから、公正を期して市長が委嘱する。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：総務局 行政部 総務課 電 話：072-228-7010 ファックス：072-222-0536
----------------------------	---